

公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 66 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 給料（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 手当（第 6 条—第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学職員就業規則（平成 29 年規則第 2 号。以下「就業規則」という。）第 40 条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（給与）

第 2 条 この規程で給与とは、給料、大学院業務手当、論文審査手当、入試問題作成手当、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職等に対する深夜勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

第 2 章 給料

（給料）

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）事務職給料表（別表第 1）

（2）教育職給料表（別表第 2）

（3）医療職給料表（別表第 3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、就業規則第 2 条第 1 項及び第 3 項に規定するすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 4 から別表第 6 までに定めるとおりとする。この場合において、別表第 4 から別表第 6 までに掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類して理事長が別に定める。

4 理事長は、すべての職員の職務の級を前項及び理事長が別に定める基準に従い決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

5 公立大学法人宮崎県立看護大学再雇用職員就業規則（平成 29 年規則第 3 号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

6 再雇用職員就業規則第 4 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、公立大学法人宮崎県立

看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 29 年規程第 60 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給、昇格及び昇給等の基準）

第 4 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前 1 年間ににおける当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものにあつては、1 号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55 歳を超える職員並びに事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものの第 3 項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第 3 項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

9 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において理事長が別に定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第 5 条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、支給日は、理事長が別に定める。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により給料を支給する場合であつて、第 1 項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第 2 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

6 前 5 項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 3 章 手当

（大学院業務手当及び論文審査手当）

第 6 条 大学院研究科において授業又は研究指導を担当する職員には大学院業務手当を支給する。

2 大学院研究科において学位論文を審査する職員に論文審査手当を支給する。

- 3 前2項に規定する大学院業務手当及び論文審査手当の額及び支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(入試問題作成手当)

第6条の2 学部、大学院、別科助産専攻又は看護研究・研修センターの入学選抜に係る問題（予備問題を含む。）の作成業務に従事した職員には、入試問題作成手当を支給する。

- 2 入試問題作成手当の額は、試験の区分に応じて、理事長が別に定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、入試問題作成手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、理事長が別に定める職にある者に支給する。

- 2 前項に規定する管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲で理事長が別に定める額とする。

(初任給調整手当)

第8条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が別に定めるものに新たに採用された職員には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「事9級職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事8級職員等」という。）にあつては、3,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円

に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10条 削除

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）又は宮崎県が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

- (2) 第13条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人又は宮崎県が設置する宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100 円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規程にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させ

るものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第13条 勤務地を異にする異動又は勤務する場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務する場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務する場所の移転の直後に勤務する場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当）

第14条 勤務時間等規程第10条の規定に基づき、同規程第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第2条第7項の規定により、あらかじめ、同条第5項又は第6項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務し

た全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第 2 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。）との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１） 第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）

（２） 第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50

- 5 勤務時間等規程第 18 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（１） 第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）から第 1 項に規定する理事長が別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合

（２） 第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50 から第 3 項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合

- 6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 1 項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（休日勤務手当）

第 15 条 勤務時間等規程第 10 条の規定に基づき、同規程第 6 条に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第 7 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該休日に代わる代休日をいい、勤務時間等規程第 2 条第 4 項又は第 6 項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては勤務時間等規程第 6 条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第 2 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日をいう。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間等規程第 6 条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第 7 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とす

る。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 学長又は第7条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職を占める職員(次項において「対象職員」という。)が臨時又は緊急の必要により勤務時間等規程第2条第4項、第6項及び第7項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職等に対する深夜勤務手当)

第17条 第7条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職を占める職員又は勤務時間等規程第8条の規定に基づいて専門業務型裁量労働制の適用を受ける職員が、勤務時間等規程第10条の規定に基づき、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)に勤務する場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職等に対する深夜勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員(前項の規定により深夜勤務手当を支給される職員を除く。)には、前項の規定を準用して深夜勤務手当を支給する。

3 前条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される場合は、第1項に規定する深夜勤務手当は支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第20条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5か月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第44条及び第45条の規定による懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇の処分」という。）を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第2項の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの又は懲戒解雇の処分を受けたもの

第20条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該

一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第14条、第15条、第17条及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び理事長が別に定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第18条に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第24条 第14条、第15条及び第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は管理職等に対する深夜勤務手当の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第14条及び第15条の規定は、第7条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職を占める職員には適用しない。

2 第4条及び第8条から第11条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第26条 管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職等に対する深夜勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(臨時又は非常勤の職にある職員の給与)

第27条 臨時又は非常勤の職にある職員の給与は、他の職員の給与との権衡を考慮して、理事長が予算の範囲内において定めるところにより支給する。

第4章 雑則

(休職者の給与)

第28条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第18条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条及び第20条の規定を準用する。
この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第6項」と読み替えるものとする。
(給与の口座振込み)

第29条 理事長は、職員の申出があるときは、当該職員に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法により支払うことができる。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 平成29年4月1日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定の適用を受けた職員（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
教育職給料表(一)	教育職給料表
医療職給料表(三)	医療職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの宮崎県職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

5 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。

6 施行日前に職員の給与に関する条例に基づいて宮崎県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定並びに給与の口座振込みの申出等の諸手続きについては、この規程に基づいて法人において行ったものとみなす。

(派遣等職員の給与)

7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）に基づき、宮崎県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）その他宮崎県の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。この場合において、派遣職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定並びに給与の口座振込みの申出等の諸手続きについては、前項の規定を準用する。

(通勤手当の特例)

8 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員であつて、自動車等（原動機付のものに限る。）を使用

する距離が片道２キロメートル以上であるものの通勤手当の額は、同条第２項第２号及び第３号並びに第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 同条第１項第２号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,300円から55,000円までの範囲内で理事長が別に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (2) 同条第１項第３号に掲げる職員 同条第２項第３号中「前２号」とあるのは「第１号及び附則第８項第１号」と、「前号」とあるのは「附則第８項第１号」と読み替えて、同条第２項又は第３項の規定を適用した場合に得られる額

（経過措置）

- 9 法人移行職員のうち、その者の受ける給料月額が施行日の前日において職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定により給料として支給されていた額に達しないこととなるものには、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。
- 11 前２項の規定の適用について、他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、必要な調整を行うことができる。
- 12 施行日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する第9条の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事9級職員等」という。）に対しては、支給しない。	扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
第9条第2項	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

	(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者	(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者
第 9 条第 3 項	扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。	扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とし、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については 1 人につき 10,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち 1 人については 11,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額）とする。

- 13 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に係る扶養親族の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定については、第 10 条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項及び別表第 1～別表第 3 までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。また、第 21 条の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 33 年 3 月 31 日までの間における給料に関する特例）

- 2 法人移行職員のうち、その者の受ける給料月額が平成 27 年 4 月 1 日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年宮崎県条例第 3 号）第 1 条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第 13 項から第 16 項までの規定を除く。）又は第 4 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給与月額（当該給与月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成 33 年 3 月 31 日までの間、給与月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給与として支給する。ただし、この項の規定による給与の額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）附則第 7 条第 1 項（同条例附則第 7 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）の給与の額に達しない場合は、支給しない。

期 間	額
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	2,000 円
平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	4,000 円

- 3 前項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。
- 4 前2項の規定の適用について、他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、必要な調整を行うことができる。
- 5 附則第2項（附則第3項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する第18条第5項（第21条第4項の規定において準用する場合及び公立大学法人宮崎県立看護大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成29年規程第61号）第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給与月額」とあるのは、「給与月額、附則第2項（第3項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する規程別表第1から別表第3までの改正規定を除く。）の施行日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する規程第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和5年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の職員給与規程第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の職員給与規程第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第21条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第21条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第21条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年12月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において職員給与規程別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者

と、同条第

3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族3,000円とする」とする。

(刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に関する経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の職員給与規程第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 6 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表 事務職給料表の１級及び２級の職員、教育職給料表の１級の職、医療職給料表の１級及び２級の職員以外の号泣の切替表（附則第２項関係）

ア 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１	１
１１	７	３	３	１	１	１	１
１２	８	４	４	１	１	１	１
１３	９	５	５	１	１	１	１
１４	１０	６	６	２	１	１	１
１５	１１	７	７	３	１	１	１
１６	１２	８	８	４	１	１	１
１７	１３	９	９	５	１	１	１
１８	１４	１０	１０	６	２	１	２
１９	１５	１１	１１	７	３	１	２
２０	１６	１２	１２	８	４	１	２
２１	１７	１３	１３	９	５	１	２
２２	１８	１４	１４	１０	６	１	２
２３	１９	１５	１５	１１	７	１	３
２４	２０	１６	１６	１２	８	２	３
２５	２１	１７	１７	１３	９	２	３
２６	２２	１８	１８	１４	１０	２	３
２７	２３	１９	１９	１５	１１	２	４
２８	２４	２０	２０	１６	１２	３	４
２９	２５	２１	２１	１７	１３	３	４
３０	２６	２２	２２	１８	１４	３	４
３１	２７	２３	２３	１９	１５	３	５
３２	２８	２４	２４	２０	１６	３	５
３３	２９	２５	２５	２１	１７	３	５
３４	３０	２６	２６	２２	１８	４	５
３５	３１	２７	２７	２３	１９	４	６
３６	３２	２８	２８	２４	２０	４	６
３７	３３	２９	２９	２５	２１	４	６
３８	３４	３０	３０	２６	２２	４	６
３９	３５	３１	３１	２７	２３	４	６
４０	３６	３２	３２	２８	２４	４	７
４１	３７	３３	３３	２９	２５	４	７
４２	３８	３４	３４	３０	２６	５	
４３	３９	３５	３５	３１	２７	５	
４４	４０	３６	３６	３２	２８	５	
４５	４１	３７	３７	３３	２９	５	
４６	４２	３８	３８	３４	３０		
４７	４３	３９	３９	３５	３１		
４８	４４	４０	４０	３６	３２		
４９	４５	４１	４１	３７	３３		
５０	４６	４２	４２	３８	３４		

51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						

106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8

51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		

101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

別表第1（第3条関係）
事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

再雇用職員以外の職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				

再雇用職員以外の職員	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000	386,600					
	87	256,300	297,400	346,400	387,000					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
再雇用職員		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、教育職給料表及び医療職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）
教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	

再雇用職員以外の職員	41	338,700	396,300	436,800
	42	339,100	397,500	437,700
	43	339,500	398,700	438,600
	44	339,900	399,800	439,400
	45	340,500	400,800	440,100
	46	341,000	401,800	441,000
	47	341,500	402,800	442,000
	48	341,900	403,700	442,900
	49	342,300	404,900	443,800
	50	342,700	406,300	444,700
	51	343,100	407,700	445,700
	52	343,500	409,100	446,600
	53	343,900	409,900	447,600
	54	344,300	410,900	448,600
	55	344,700	411,900	449,500
	56	345,100	413,000	450,500
	57	345,500	413,900	451,400
	58	345,900	414,700	452,300
	59	346,300	415,500	453,200
	60	346,700	416,200	454,200
	61	347,100	416,900	455,000
	62	347,500	417,800	455,400
	63	347,900	418,600	456,000
	64	348,300	419,200	456,600
	65	348,700	419,800	457,200
	66	349,100	420,200	457,900
	67	349,500	420,500	458,200
	68	349,900	420,800	458,800
	69	350,300	421,100	459,200
	70	350,800	421,400	459,500
	71	351,200	421,600	459,800
	72	351,600	421,900	460,100
	73	351,900	422,100	460,400
	74	352,400	422,400	
	75	352,800	422,700	
	76	353,200	423,000	
	77	353,600	423,200	
	78	354,100	423,400	
	79	354,600	423,700	
	80	355,100	424,000	
	81	355,600	424,200	
	82	356,300	424,500	
	83	357,000	424,800	
	84	357,700	425,100	
	85	358,300	425,300	
	86	358,900	425,600	
	87	359,500	425,900	
	88	360,100	426,100	

再雇用職員以外の職員	89	360,600	426,300		
	90	361,000	426,600		
	91	361,400	426,900		
	92	361,800	427,100		
	93	362,200	427,300		
	94	362,600			
	95	363,100			
	96	363,500			
	97	364,100			
	98	364,600			
	99	365,000			
	100	365,500			
	101	365,900			
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			
		円	円	円	円
再雇用職員		288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

再雇用職員以外の職員	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200	

再雇用職員以外の職員	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		
	101	294,000	324,100	358,500	376,900		
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			
	117	299,400	330,600	365,700			
	118	299,700	330,900	366,200			
	119	300,000	331,200	366,700			
	120	300,300	331,400	367,200			
	121	300,600	331,600	367,500			
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				

再雇用職員以外の職員	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
再雇用職員		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他の職員で理事長が別に定めるものに適用する。

別表第4 事務職給料表級別基準職務表(第3条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の業務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任主事又は主任技師の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 副主幹の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務
6級	事務局長の職務
7級	困難な業務を行う事務局長の職務
8級	特に困難な業務を行う事務局長の職務
9級	特に重要かつ困難な業務を行う事務局長の職務

別表第5 教育職給料表級別基準職務表(第3条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	1 助教の職務 2 助手の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

別表第6 医療職給料表級別基準職務表(第3条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師である技師の職務
2級	1 保健師、助産師又は看護師である技師の職務 2 困難な業務を行う准看護師である技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任技師の職務 3 困難な業務を行う保健師、助産師又は看護師である技師の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 困難な業務を行う主任技師の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務
6級	困難な業務を行う主幹の職務